

平成２７年度税制改正への対応について

1 税制改正の背景

平成２７年度税制改正については、地方税に関し、現下の経済情勢等を踏まえ、デフレ脱却・経済再生をより確実なものにするとともに、地方創生に取り組むため、地方税法等の一部を改正する法律が平成２７年３月３１日に国会で可決され、同日公布されました。

2 津市市税条例の改正に係る主な内容

(1) 法人住民税均等割の税率区分の基準の見直し

法人税改革の一環として、法人の実態に応じた課税を行うため、法人住民税均等割の税率区分の基準である「資本金等の額」について、資本金又は資本準備金から欠損又は損失の填補に充てた金額を控除するとともに、剰余金等を資本金とした金額を加算する措置が講じられます。また、当該資本金等の額が、資本金と資本準備金の合算額に満たない場合は、資本金と資本準備金の合算額が均等割の税率区分の基準とされ、平成２７年４月１日以後に開始される事業年度分から適用されます。

(2) 住宅ローン減税措置の対象期間の延長

現行では平成２９年末までが対象期間とされている住宅ローン減税措置について、消費税率１０％への引上げ時期が変更されることを踏まえ、所得税と同様に、その対象期間を１年６か月延長し、平成３１年６月３０日までとされます。

なお、この措置による地方税収の減収額については、地方特例交付金により全額国費で補填されます。

(3) ふるさと納税に係る寄附金税額控除の拡充及び手続の簡素化

ふるさと納税促進の観点から、個人住民税における寄附金税額控除について、現行は個人住民税所得割の１割としている特例控除額の上限が、個人住民税所得割の２割に拡充されます。また、確定申告を必要とする現在の手続について、確定申告不要な給与所得者等が寄附を行う場合は、ワンストップで控除を受けられる制度が創設され、平成２８年度以後の個人住民税から適用されます。

(4) 固定資産税における地域決定型地方税制特例措置（わがまち特例）の導入

高齢者の居住の安定確保に関する法律に規定する新築のサービス付き高齢者向け賃貸住宅に対して講じる固定資産税の減額措置について、わがまち特例を導入し、適用期限が２年間延長され、平成２７年４月１日以後に新築されるものに対して平成２８年度以後の固定資産税から適用されます。

対象資産	法で定める軽減割合	本市の予定割合
サービス付き高齢者向け賃貸住宅	2/3 を参酌して 1/2 以上 5/6 以下で市町村の条例で定める割合	2/3

(5) 軽自動車税のグリーン化特例（軽課）の導入

平成２７年４月１日から平成２８年３月３１日までに新規取得した三輪及び四輪以上の軽自動車で、排出ガス性能及び燃費性能の優れた環境負荷の小さなものについて、平成２８年度分の軽自動車税においてのみ、税率を軽減する特例措置が導入されます。

車両区分			標準税率	グリーン化特例（軽課）		
				電気自動車	H32 年度燃費基準+20%達成車	H32 年度燃費基準達成車
三輪			3,900 円	1,000 円	2,000 円	3,000 円
四輪以上	乗用	営業用	6,900 円	1,800 円	3,500 円	5,200 円
		自家用	10,800 円	2,700 円	5,400 円	8,100 円
	貨物用	営業用	3,800 円	1,000 円	1,900 円	2,900 円
		自家用	5,000 円	1,300 円	2,500 円	3,800 円

(6) 旧３級品の製造たばこに係る地方たばこ税の税率の見直し

旧３級品の製造たばこに係る特例税率が平成２８年度から段階的に廃止されます。

（税率：円/1,000 本）

実施時期	市たばこ税	道府県たばこ税	国のたばこ税
現行	2,495 円	411 円	2,906 円
平成 28 年 4 月 1 日	2,925 円	481 円	3,406 円
平成 29 年 4 月 1 日	3,355 円	551 円	3,906 円
平成 30 年 4 月 1 日	4,000 円	656 円	4,656 円
平成 31 年 4 月 1 日	5,262 円	860 円	6,122 円
（参考）一般品の税率	5,262 円	860 円	6,122 円

3 今後の対応について

今回の改正内容につきまして、津市市税条例等の一部の改正についての議案を平成27年第3回津市議会定例会へ提出する予定です。

なお、その他市税条例の改正にかかわる税制改正の内容として地方税における徴収猶予、換価の猶予の制度の見直しがあり、今後条例で定めることとなりますが、その部分につきましては改めて市議会定例会への提出を予定しています。